

# 仕 様 書 (案)

## 1 件名

大型バス運行業務単価契約

## 2 車両運行業務の内容

- (1) 大型貸切バス（旅客席数50人乗り以上）車両の運転
- (2) 車両の配車及び返却 ※配車については、自社バスで運行するものとする。
- (3) 事故処理に関する事項
- (4) その他前各号に付帯する事項

## 3 履行場所

原則として愛知県内とする。

## 4 契約期間

令和8年5月1日から令和9年3月31日まで

## 5 予定運行日数

16日程度（増減有） うち土日利用予定回数：7日程度

## 6 対象時間

原則として午前8時30分から午後5時30分まで

※発注者の行事の都合により、この時間の範囲外の発注をする事がある。

## 7 履行方法

- (1) 発注者は、利用日の2週間前までに、申し込みを行うものとする。ただしそれ以降の申込みであっても、提供可能な場合、受注者は応ずるものとする。
- (2) 運行中における有料道路、有料駐車場、その他有料施設を利用した場合の費用は、発注者の負担とする。なお使用料等は受注者の立替払とする。
- (3) 受注者は、運行中に事故が発生した場合、発注者に対して直ちに報告し、発注者の指定する行程に支障がないように、代替手段を提供するものとする。  
なお、受注者は発注者に対し、事故等の詳細及びその対応についての報告書を提出するものとする。
- (4) 運行中に発生した事故等により生じた賠償は、受注者が自己の責任と負担において対応しなければならないものとする。
- (5) 受注者の過失による事故等により搭乗者に怪我等を負わせた場合、受注者が自己の責任と負担において対応しなければならないものとする。

## 8 運行1回ごとの金額の算定方法

以下の方法により計算した額の合算したものを1回ごとの金額とする。

- (1) 時間制運賃：出庫前及び帰庫後の点呼・点検時間として、1時間ずつ合計2時間と、出庫から帰庫までの走行時間を合算した時間に、契約単価の時間あたりの運賃を乗じた額。  
ただし、走行時間が3時間未満の場合は、3時間として計算した額とし、端数については、30分未満は切り捨て、30分以上は1時間に切り上げる。
- (2) キロ制運賃：出庫から帰庫までの走行距離に、契約単価の1kmあたりの運賃を乗じた額。  
ただし、端数については、10キロ未満は10キロに切り上げる。

## 9 契約単価の算定方法

- (1) 時間制運賃：5時間までの1時間単価と5時間を超えた分の1時間単価。ただし最初の5時間には出庫前および帰庫後の点呼・点検時間の2時間を含めるものとする。
- (2) キロ制運賃：1 kmあたりの運賃単価。

## 10 運行時間・距離の確認

受注者は、降車時に発注者の指定書類に、搭乗時間、降車時間および搭乗地から降車地までの走行距離数を運転者に記入させ搭乗責任者に提出するものとする。

## 11 提供車両の主な車庫

- (1) 受注者は、発注者に対して、提供する車両の車庫がある所在地および蒲郡市役所までの距離と概算時間を提示するものとする。
- (2) 受注者は、原則として提示した車庫から車両を提供することとする。
- (3) 受注者は、蒲郡市役所から片道30 km以内に車庫を有することとする。

## 12 キャンセル料は次の通りとする。

配車日時の14日前から8日前まで	・・・	所定料金の	20%
配車日時の7日前から24時間前まで	・・・	所定料金の	30%
配車日時の24時間前以降	・・・	所定料金の	50%
配車当日	・・・	所定料金の	100%

## 13 その他

この仕様書に定めのない事項については、発注者と受注者双方協議のうえ定めることとする。